

労働大臣談 (三五・八一〇)

只今三井三池争議について中労委は最終的なあつせん案を提示した。中労委をはじめ関係者の紛争解決への熱意と努力に衷心から敬意を表する。

今回の争議については、いろいろな迂余曲折もあり、労使それぞれ言い分もあるうが、この機会に紛争を平和的に解決することが国民世論の強く要望するところであるこ

とに思いをいたし、労使が互譲と寛容の精神に則つて事態の收拾に当られんことを切望する。

なお政府としては、離職者の就職あつせんについて、極力努力する。特に職業訓練の希望者については、全負職業訓練所に入所せしめる措置を講ずるとともに、職場の造出については、関係省と連絡し、その実行に努力を致し度いと考へている。

あ つ せ ん 案

指名解雇をめぐる今次三池争議の重点は、指名解雇の不当、職場活動の是否、争議行為中の実力行使の限界の三点にしぼられる。当委員会は、この三つの重点について労使双方の言い分を慎重に検討して来た。

第一の問題については、指名解雇が好ましいものでないことは勿論であるし、この措置に現われた会社の労務政策にもとより欠点がないわけではない。しかし今回の指名解雇は長期に亘つて難行を重ねた交渉のいきさつや、石炭業苦境の中で遂行されたという事情等から見て止むを得なかつたものと認められる。問題はこの場合の解雇該当者の中に組合のいわゆる組合活動家がふくまれている点である。いわゆる活動家を個々人について見れば、その解雇の不当について争う余地が残るかも知れない。しかし組合のいわゆる活動家は会社のいうところの生産阻害者であつて表裏一体となつて互に争つてゐる事項を調整のこの段階で個別的にあらうことは出来ない。

第二の問題については、職場斗争のあり方そのものに問題がある。昭和三十一年以来の三池の職場斗争の実態は会社の労務政策の不備や生産点斗争に対する組合指令の具体性の欠如と相まつて正常な組合運動の枠を逸脱した事例のあつたことを認めざるを得ない。少くともこの斗争形態が昭昭二十八年の争議以来労使の間に醸成された不信感を一層深刻なものとし、今次の類例のない大争議にまで発展せしめたことは争い難い。

第三の問題はこの争議についてもつとも多く社会の注目を集めたところである。事実今次争議に現われた暴力行為は極めて大規模な大衆の威力をもつて法の執行を事実上不可能ならしめるなど明らかに常識の域を脱しており、社会秩序をまもるといふ点ならびに労使関係の将来のためにもまことに憂慮すべきものがある。争議調整を任とする労働委員会の従来のおつせん事例においては激しい斗争の中の若干の行き過ぎは争議解決の機会に相互にこれを水に流すという原則で考えられて来た。今回の場合はこの原則をこえるものであるが、両当事者がこのおつせん案によつて問題の解決を決意する場合にこそ司の関するものは別として新に争訟を重ねることなく出来れば従来争訟についても双方互譲の精神を以て円満な解決の出来るよう 格段の努力を払われたい。

以上のような判断のもとに次のおつせん案項を提示する。

記

刑事事件
民事事件
労働事件

18.2.19日 総合文書

解雇
組合
活動家

来月10日

一、解雇問題の收拾のために本日以降一ヶ月の整理期間を置く。

二、右の一ヶ月の整理期間を経過した者については、会社は昨年末の指名解雇を取消し、解雇該当者はこの期間満了の期日を以て自発的に退職したものとす。

三、右の自発的退職者に対しては、会社は昨年末指名解雇者に対する会社の通告書と同趣旨によつて計算した退職金のほか、特別生活資金として金二万円を加給する。

四、解雇該当者の内勇退を希望する者は、この期間中にその旨を会社に通告する。

来月10日
おきしうもがう

この勇退者については、会社は昨年末の指名解雇を取消し昨年末の希望退職に伴う退職金の特別措置により計算した退職金のほか、金五万円を加給する。

五、会社はこの一ヶ月の期間を再考慮期間とし、昨年末の指名解雇の措置についてもこれを更に再検討して、修正の余地があれば、これを修正する

六、昨年末の指名解雇についてこれを不当労働行為として争おうとする者は、争議行為等の実行使に訴えることなく、裁判所又は労働委員会に提訴又は申立を行うことを妨げない。

七、右の離職者については、会社は極力就職のあつせんに努めること、

職業訓練
おきしうもがう

会社の就職あつせんと並んで政府はこの場合の離職者に対して就職あつせん、職業訓練、職場の造出等万全の策を講じ現実に失業者を出さないように努めること。

八、このあつせん案の提示後、直ちに労使双方の代表者をもつて生産再開のための委員会を構成し、ロツクアウト、スト、ビケの解除を伴う事態の收拾策と就労の条件並びに順序についての取極めを行うこと、ロツクアウト、スト、ビケの解除の取極めがまとまるまでの間は当事者間の合意がない限り、昭和三十五年七月二十日申入れ第四項をお書の内容に従つて現状を維持すること。

九、右委員会は原則として東京で開き、本社、三池鉱業所、炭労、三鉱労組、三鉱連、三社連、三池職組並びに三池新労組の代表者をもつて構成するが、具体的メンバーは問題によつて適宜考慮すること。

十、生産再開にあつては会社は新旧組合員に対して差別取扱いをしないこと。

十一、以上のあつせん項目について、その解釈上の疑義を生じた場合、これらの条項の実施に当つて紛争を生じた場合又は第五項の委員会の取極めがまとまらず、関係当事者から申請があつて、あつせん者がその必要を認めた場合には、中労委の解釈又はあつ

せんによつて決める。この解釈又はあつせんには労使双方異議を唱えない。

昭和三十五年八月十日

中央労働委員会

あつせん員

藤 林 敬 三

同

中 山 伊 知 郎

日本炭鉱労働組合

中央執行委員長 原

茂 殿

三井鉱山株式会社

社 長 栗 木

幹 殿